

## 地域子ども安全ボランティア設置要綱

### (設置)

第1条 地域住民と行政機関の連携を図り、登下校時等の児童生徒の安全を確保するため、常陸太田市地域子ども安全ボランティア(以下「安全ボランティア」という。)を設置する。

### (活動)

第2条 安全ボランティアの活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童生徒の登下校中の見守り及びあいさつ・声かけ運動の推進
- (2) 学校周辺及び通学路・公園等の巡回
- (3) 不審者等の発見時に、警察・学校・青少年センターへの連絡
- (4) こどもを守る110番の家との情報交換及び情報提供
- (5) 青少年健全育成に協力する店との情報交換及び情報提供
- (6) 不健全ポスター及びすて看板等発見時の青少年センターへの連絡

### (選出)

第3条 安全ボランティアは、公募によるものとする。

2 公募のあった者に対し、安全ボランティア会員証(別紙様式)と帽子を交付する。

### (活動期間)

第4条 安全ボランティアの活動期間は、2年間とする。ただし、再度応募することを妨げない。

### (報酬)

第5条 安全ボランティアは無償とする。

### (活動上の留意事項)

第6条 安全ボランティアは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 会員証を携帯し、身分の証明を求められたときは、当該会員証を提示しなければならない。
- (3) 指定の帽子を着用し活動する。
- (4) 巡回中は、安全ボランティア自身の安全確保を第一とする。

### (会議)

第7条 教育長は、必要に応じて随時、安全ボランティアを召集することができる。

### (委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

地域子ども安全ボランティア会員証

(表)

(裏)

<p>太教ボ第 号</p> <p>地域子ども安全ボランティア会員証</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>この者は常陸太田市地域子ども安全ボランティア会員であることを証明する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>茨城県常陸太田市教育委員会</p> <p>教育長 小林 啓徳</p>	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この会員証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</li><li>2 この会員証の記載事項に変更があった場合、又はき損した場合は、直ちに発行者に届けなければならない。</li><li>3 この会員証が不用となった場合は、直ちに発行者に返還しなければならない。</li><li>4 この会員証の有効期間は、平成 年 月 日までとする。</li></ol>
---	---